

新型コロナウイルス感染拡大防止における有料運動施設  
(運動広場・テニスコート)の利用の中止の延長について(お願い)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年8月9日(月)から8月22日(日)までの間、国母公園有料運動施設の利用を中止しておりますが、山梨県がまん延防止等重点措置の適用地域となったため、9月12日(日)まで有料運動施設の利用の中止を延長いたします。

ご不便をお掛けいたしますが、みなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。